

国際会議誘致助成金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人するが企画観光局定款第58条の規定に基づき、公益財団法人するが企画観光局（以下「本財団」という。）が誘致する国際会議の開催に要する経費の一部を、予算の範囲内で助成するため必要な事項を定めるものとする。

(国際会議)

第2条 国際会議とは、会議、討論会、その他これらに類する集会であって、海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるものをいう。ただし、国又は地方公共団体が主催又は共催するものは除く。

(助成対象者)

第3条 国際会議誘致助成金（以下「助成金」という。）の支給対象は、本財団が誘致する国際会議で、次の要件のいずれにも該当するものを開催する者とする。

- (1) 参加する外国人（在日外国人及び留学生は除く。）が、20人以上であること。
- (2) 参加国が、3箇国（日本を含む。）以上であること。
- (3) 参加者総数が、50人以上であること。
- (4) 当該国際会議により利益を得ることを直接の目的としないものであること。

(助成金の使途)

第4条 助成金は、会議の運営に伴う経費に使用しなければならない。

(助成額)

第5条 助成金の支給額は、別表に定める額で、開催に要する経費の3分の1まで（千円単位切り捨て）とする。ただし、この計算で本財団の予算を超える応募がある場合には、理事長は、支給額をこれより減額することができるものとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の支給を申請しようとする者は、事業計画、予算書、その他本財団が必要とする資料を添付して申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 交付の可否については、公益財団法人するが企画観光局支援事業選定委員会（以下「委員会」という。）がこの規程に基づいて審査選考し、その決議により決定する。

- 2 前項の定めにかかわらず、第3条に掲げる基準に合致しないもので助成を相当と認める申請については、委員会はその意見を付して、理事会に答申するものとする。
- 3 前項の場合において交付の決定は、理事会の決議による。

(事業の変更)

第8条 交付決定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、変更後の事業計画、予算書等を添えて、すみやかに変更の承認を申請しなければならない。

- (1) 第3条各号のいずれかを満たさなくなるとき

(2) 交付を受けようとする助成金について、申請した額の 100 分の 20 以上の変更が生じたとき

2 前項の場合において、変更の内容が第 3 条に掲げる基準に合致すると認められる場合は、理事長はこれを承認するものとする。

3 第 1 項の場合において、変更の内容が第 3 条に掲げる基準に合致すると認められない場合は、理事長は提出された事業計画等を付して理事会に交付の可否を諮るものとする。

(実績報告等)

第 9 条 交付決定を受けた者は、助成事業が終了したときは、事業終了報告書に決算書等を添付して理事長に提出するものとし、理事長は、当該書類を審査し、適当と認めるときは、交付決定を受けた者からの請求に基づき、助成金を支払うものとする。

(交付の取消及び返還請求等)

第 10 条 理事長は、申請者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、理事会の承認を得て、助成金の交付額を減額し、又は助成金の交付を取り消すことができる。

2 理事長は、助成金を交付した後に、前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、理事会の承認を得て、交付した助成金の一部又は全額の返還を請求することができる。

(検査等)

第 11 条 理事長は、助成金の適正な運用を図るために必要があるときは、申請者に対して報告を求め、又は帳簿等関係書類を検査することができる。

2 申請者は、助成金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度から、5 年間、関係帳簿及び証拠書類を保存しなければならない。

(補 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 8 月 21 日理事会決議)

この規程は、公益財団法人静岡観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 11 月 25 日理事会決議)

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 7 日理事会決議）

この規程の改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日理事会決議）

この規程の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度に開催されるものについては、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

外国人（在日外国人及び留学生は除く）の数	金 額
20人以上 50人未満	20万円
50人以上 70人未満	50万円
70人以上 100人未満	70万円
100人以上	100万円

国際会議誘致助成金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人するが企画観光局国際会議誘致助成金規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(国際会議の範囲)

第2条 国際会議の範囲は、規程第2条の定めるところによる。

2 前項の範囲には、次に掲げるものは含まれない。

- (1) 展示会、見本市、スポーツ大会、コンクール、フェスティバル、音楽会及び演劇会
- (2) 投資の勧誘を目的とした投資セミナー
- (3) 国又は地方公共団体が事務局を務め、実質的な主催者と判断できるもの

(助成金の申請)

第3条 助成金の交付を申請しようとする者は、規程第6条の規定に基づき、国際会議誘致助成金交付申請書（第1号様式）を、大会開催の日（複数日にわたる場合はその初日）が属する本財団の事業年度の前年度9月末までに理事長に提出しなければならない。

(交付の決定の通知)

第4条 交付の可否については、公益財団法人するが企画観光局支援事業選定委員会が規程第7条第1項の規定に基づいて審査選考し、前条の申請が適当と認めるときは交付を決定し、国際会議誘致助成金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知する。

2 規程第7条第3項の規定に基づき理事会の承認を受けた場合については、前項の規定に準ずる。

(事業の変更)

第5条 交付の決定を受けた者は、規程第8条第1項に該当するときは、国際会議誘致助成金交付変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を、速やかに理事長に提出しなければならない。

(変更の承認の通知)

第6条 理事長は、変更承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、国際会議誘致助成金交付変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 規程第8条第3項の規定に基づき理事会の承認を受けた場合については、前項の規定に準ずる。

(実績報告)

第7条 交付の決定を受けた者は、当該助成事業が終了したときは、規程第9条の規定に基づき、国際会議誘致助成事業終了報告書（第5号様式）及び請求書（第6号様式）を、速やかに理事長に提出しなければならない。

(交付の取消及び返還請求等)

第8条 理事長は、規程第10条第1項の規定に基づき、助成金の交付額を減額し、又は助成金の交付を取り消したときは、国際会議誘致助成金減額（交付取消）決定通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 理事長は、規程第10条第2項の規定に基づき、助成金の一部又は全部の返還の請求をするときには、国際会議誘致助成金返還請求書（第8号様式）により、助成金受領者に対して助成金の一部又は全部の返還を請求するものとする。

（改 廃）

第9条 この要綱の改廃は、理事長の決定による。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人静岡観光コンベンション協会設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年度に開催されるものについては、なお従前の例による。